

大田市告示第 127 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 8 月 25 日

大田市長 楫野弘和

1 収納事務を委託する者の法人名及び住所

(1) 株式会社さとふる

東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号

2 収納事務を委託する歳入

インターネットを利用して納付する「どがなかな大田ふるさと寄附金」

3 収納事務を委託する期間

令和 5 年 8 月 25 日から令和 6 年 3 月 31 日